

## 徳島大学における公益通報に関する通報等の窓口について

### 1 設置の目的

徳島大学（以下「本学」という。）における不正行為の早期発見と是正を図るため、学内に公益通報・相談窓口（以下「窓口」という。）を新たに設けました。

### 2 公益通報とは

本学の役職員に関する組織的又は個人的な法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を、職員等が不正の利益を得る等の不正の目的でなく、その発生又はこれらによる被害の拡大を防止するために通報することをいいます。

### 3 窓口の設置場所

- ・ 通報等の窓口：徳島大学総務部人事課（新蔵）
- ・ 受付担当者：人事課副課長（新蔵）

### 4 通報・相談を行うことができる者

- ・ 本学の職員（有期雇用職員を含む。）
- ・ 本学の学生
- ・ 本学との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者

### 5 通報者等の保護等

通報者等は、通報等をしたことで不利益な取扱いを受けることはありません。

万一、不利益が発生した場合には、学長が回復措置を講じます。

なお、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正目的の通報をした場合は、就業規則又は学則等によって処分されることがあります。

### 6 通報・相談の方法

- ・ 受付時間：8：30～12：00 13：00～17：15

（※但し、土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。）

●通報等の窓口：人事課副課長（新蔵）

---

TEL：088-656-7014（新蔵内線：7014）

FAX：088-656-7019

メールアドレス：jinjihosa@tokushima-u.ac.jp

住所：〒770-8501

徳島市新蔵町2丁目24番地

URL <https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/whistleblowing.html>